

平成17年8月31日

## 「大田原信用金庫」地域密着型金融推進計画

### 1. 計画期間

平成17年4月から平成19年3月まで(2年間)

### 2. 経営理念

地域社会繁栄への奉仕と共に信頼と協力に応える  
中小企業の健全な育成発展に貢献する  
公共性、信頼性、収益性を基本に健全経営に努力する

当金庫は、コミュニティーバンクとして金融仲介機能と信用創造機能を発揮し、地域の中小企業や個人に対し円滑な資金供給を行なっています。

特に、地域経済の根幹を担う健全な中小企業に対し、円滑な資金供給を行うとともに金融サービスの提供を通じて、地域の社会経済の発展に貢献していきます。

また、ペイオフ全面解禁もあり金融機関の健全性に対する関心が高まっており、さらに地域の皆さまから信頼をいただき存在が認められる営業活動に注力していくとともに、当金庫経営の健全性に関する情報開示(ディスクロージャー)の一層の充実を図っていきます。

### 3. めざす姿

地域に密着した金融サービスの提供により、地元のお客さまの発展と豊かな暮らしに貢献します。

健全経営と体質強化に努め、お客さまから信頼される経営基盤を確立します。

職員の資質向上に努め、活力に満ちた働きがいのある職場を実現します。

地域・お客さま・会員の皆さまの期待にお応えできる『小さくも、優良な信用金庫』(スモール・エクセレント・コミュニティーバンク)をめざしていきます。

地域の経済が疲弊し、企業や事業者がその対応に苦慮しているときにこそ、当金庫はあらゆる努力を払って期待される役割を果たしていかなければなりません。

私たち職員誰もが、お客さまと一緒に考え、悩み、問題解決に努め（＝金融サービスの提供）お取引先と地域発展のために汗を流していけば、お客さまに頼りにされ、信頼関係が一層高まり、ひいては他金融機関との差別化が図れるものと確信します。

#### 4．経営方針

##### （１）お客さまの目線に立った金融サービスの提供

お取引先に頼られて選ばれる信用金庫になるために、お客さまの悩みを共有しコンサルタント（問題解決・提案）を中心とした業務や金融サービスが提供できるよう、意識改革と体制整備を図っていきます。

融資ならびに預金における商品・機能も、お客さまの満足をいかに満たすかという目線に立って、見直しと拡充を進めていきます。

お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、「預り資産商品」の品揃え（投資信託の取り扱いなど）を企画します。

##### （２）収益力の強化と貸出資産の質向上

お取引先（企業、事業主、個人のお客さま）に関する情報の収集・蓄積を徹底する中で資金ニーズを掘り起こし、貸出をさらに拡大すると同時に信用リスクに見合った適正な貸出金利の確保をめざしていきます。

貸出資産の良質化に向けて、経営支援部隊と営業店が一体となってお客さまの経営改善・事業再生に取り組んでいきます。一方、不良債権の中で最終処理が必要な債権は、適切な処理を進めていきます。

平成 19 年 3 期から適用される新 B I S 規制を睨み、リスクウエートの低い資産（信用保証協会付貸出、住宅ローン等々）の増加を図っていきます。

##### （３）「業務推進（効率化とレベルアップ）」への取り組み

強い信用金庫になるには、金融業務の土台となる内部・渉外業務の効率化とレベルアップが何としても重要であり、いま進めている「業務推進」に徹底して取り組んでいきます。

リストラクチャリング（再構築）を進めて経営の効率化を図るために、人員構成の見直しや店舗チャネルの合理化なども検討していきます。

#### (4) 環境変化に対応できる人材の育成強化

経営方針を確実に実現し将来の発展を確固たるものにするため、人材の育成強化としてOJTの充実や、内外研修の積極活用を図っていきます。これから求める人材はお客さまが抱える問題点や課題を共有し、この解決・改善に向けて一緒に考え、方策を提案できる『ソリューション(問題解決)型人材』であり、そうした素養が身につく指導を心掛けていきます。

以上

## 「地域密着型金融推進計画」の大項目毎の取組み

平成17年度～18年度に取組む「地域密着型金融推進計画」の大項目毎の取組み方針は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

##### (1) 創業・新事業支援機能等の強化

- ・当金庫は、創業・新事業支援機能等の強化のため、融資審査態勢の強化を図ります。具体的には、審査部について業種別審査態勢の強化を図ります。審査部担当者及び経営支援部隊の目利き能力をアップさせるため庫内研修の充実や外部講座への派遣を行ないます。審査トレーナーを実施し、営業店審査担当者に対し起業や新事業支援に関する知識を身に付けさせます。
- ・商工会議所、商工会等との情報の共有化を図り、将来性ある案件の発掘や企業の育成を行ないます。

##### (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- ・取引先企業に対する経営相談や支援活動については、従来より、経営支援部隊が中心となり活動してまいりました。今後も経営支援部隊が中心となり活動してまいります。平成17年度は対象企業を絞り込み21先に対しランクアップ(9先)やランクダウン防止(12先)のための活動を行ないます。
- ・「だいしん経営塾」等の当金庫後援団体に対する講演活動や情報交換等も引続き実施します。
- ・成功事例等も含め、健全債権化等の強化に関する実績の公表を行ないます。

##### (3) 事業再生に向けた積極的取組み

- ・今後とも経営コンサルタントと連携して事業再生に取り組めます。また、中小企業再生支援協議会等も積極的に活用します。
- ・再生支援実績等をホームページに公表します。

##### (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進

- ・平成16年度に、当金庫の格付けに基づく一定の条件のもとで無担保、無保証とする商品の取扱を開始し、成果を収めました。平成17年度以降も担保・保証に過度に依存しない融資商品の企画、拡充を図ります。
- ・融資先の決算分析や定期的な実態調査(モニタリング)を行い、企業の実態を重視した審査を行なう態勢を構築します。
- ・売掛債権担保融資に取り組めます。

##### (5) 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

- ・包括根保証の廃止等を定めた「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、

各種書式を変更し対応いたします。

- ・ 審査部が「営業店融資事務指導要領」を作成して顧客への説明を徹底するとともに、定例的に営業店を臨店して顧客への説明態勢の整備状況を検証します。
- ・ 引続き、苦情についてコンプライアンス室が営業店に対し毎月定例的に報告を提出させ、コンプライアンス委員会で原因や対策を検討の上営業店にフィードバックします。又、今後とも、コンプライアンス研修を定例的に行ないます。

## (6) 人材の育成

- ・ 当金庫は、人材育成を大きな課題と考え積極的に取り組んでまいりました。今後も、職員に対し企業の財務力や将来性を的確に評価できる能力と経営支援のノウハウ等を身に付けさせるため、当金庫独自の研修を実施していきます。又、外部研修にも積極的に派遣します。
- ・ 引続き、町医者資格試験を実施し、目利き能力等をアップさせます。

### 実施目標

融資人材養成講座を4回、融資推進研修を3回、中小企業経営改善支援実務研修1回、土曜講座を2回、計10回(上期)。

融資人材養成4回、融資推進研修2回、計6回(下期)。

外部研修への派遣は4回実施、町医者資格試験を年2回実施。

## 2. 経営力の強化

### (1) リスク管理態勢の充実

- ・ 当金庫は、不良債権処理を最優先課題とし積極的に取り組んでまいりました。その結果、平成16年度中に、今後予測される不良債権処理コストに見合う手当を終了することができました。今後は、バーゼル(新しい自己資本比率規制)に対応するため活動いたします。まず、関係各部間の勉強会からスタートし対応策を決定します。
- ・ リスクウエイト改善のため、住宅ローンや保証協会付融資の増加を図るとともに、延滞債権の減少等について目標額を設定して圧縮をすすめ、自己資本比率の向上を図ります。
- ・ バーゼル・アウトライヤー規制についてもシミュレーション等により対応します。また、「小ロット多種」を基本に、リスクバランスを考慮した運用を徹底していきます。

### (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

- ・ 管理会計的手法を強化し、経営の意志を反映した計画の策定及び実績管理を行い、収益の向上を図ります。又、管理会計的手法に基づく方針や業務執行態勢を実効あるものとするために、業績評価内容の見直しをタイムリーに行ないます。
- ・ 信用格付制度を稼働させ、信用リスクデータの蓄積を行ないます。合わせて適正な金利設定のための内部基準の作成に取り組めます。

### **(3) ガバナンスの強化**

- ・ 半期開示の内容充実と透明性の確保に努めるとともに、顧客の要望を経営に反映させるなどにより企業統治の強化を図ります。
- ・ 総代会に一般の会員やお客さまの意見を反映させる仕組みを定着させる等、総代会の機能強化に向けた取組みを行ないます。

### **(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化**

- ・ 当金庫は、不祥事故等が発生しないようあらゆる機会を捉え注意を喚起してまいりました。又、定例的にコンプライアンス教育も実施してまいりました。今後とも、営業店に対する法令等遵守の指導を継続し、その取り組み状況についてコンプライアンス室長が定例的に点検することとし、監査部も臨店の上点検項目に基づき監査を行ないます。
- ・ 引き続き、営業店から苦情等について報告させ、関係各部やコンプライアンス委員会で協議し、関係部署への改善指示や営業店全店に事例をフィードバックします。
- ・ 「個人情報保護法関連規定」の遵守状況についても、監査部が営業店に対し点検を行い、顧客情報の適切な保護管理を指導します。

### **(5) ITの戦略的活用**

- ・ 信金中金のシステムを導入し、リスクの定量化に取り組めます。まず、信用等级付制度を稼働させ、その上で信用リスクデータの蓄積を行ないます。

## **3. 地域の利用者の利便性向上**

### **(1) 地域貢献等に関する情報開示**

- ・ 地域貢献等に関する情報開示は、平成16年度からホームページ等にて行なって来ました。今後は、情報開示内容を充実させるとともに、お客さまからの質問や相談等の多いものについては回答事例を作成し公表します。

### **(2) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立**

- ・ 平成17年度より地域の特性等を踏まえた利用者アンケート調査を実施し、その結果を経営に反映させます。
- ・ 店頭活動の実態を把握しCS向上に向けた教育指導を実施します。

### **(3) 地域再生推進のための各種施策との連携等**

- ・ 今後、市町村、商工会議所、商工会、税理士会等と連携し、地域活性化に向けた取組みを推進します。

## **4. 進捗状況の公表**

- ・ 成功例などを含め、「地域密着型金融推進計画」における総括的な評価を行い半期毎にホームページに公表します。

以上